

## 「子の氏の変更許可」の申立てについて

- ◎ 申立てをする方（申立人）
  - ・ 子供が 15 歳未満の場合 → 親権者
  - ・ 子供が 15 歳以上の場合 → 子供自身
- ◎ 申立に必要な書類
  - ① 子の戸籍謄本（両親離婚後から現在までの、連続したすべてのもの）  
（表面の 3 に記載した（例）では、離婚した後の元の夫が筆頭者の戸籍謄本）
  - ② 母の戸籍に移る場合は母（父の戸籍に移る場合は父）の離婚した  
ときから現在までの連続したすべての戸籍謄本  
（表面の 3 に記載した（例）では、離婚した後の妻の戸籍謄本）
- ※ ただし、離婚から相当年数が経過した等の場合は、これ以外の戸籍も必要になること  
があります。詳細については、申立先の家庭裁判所にお問い合わせください。
- ◎ 申立をする裁判所 子供が住んでいる住所を管轄する裁判所
- ◎ その他
  - ・ 申立書を記載する必要があるほか、子供ひとりにつき収入印紙 800 円と郵便  
切手が必要になります（郵便切手の額については、申立先の家庭裁判所にお問  
い合わせください。）。
  - ・ 申立書については、最高裁判所のホームページや東京家庭裁判所 F A X サービス  
で入手することができますので、ご利用ください。
  - ・ 最高裁判所のホームページ（<http://www.courts.jp>）  
最高裁判所のホームページ → 「裁判手続の案内」 → 「裁判所が扱う事件」  
「家事事件」 → 審判「4 親子に関する審判」 → 「子の氏の変更許可」
  - ・ 東京家庭裁判所 F A X サービス（電話・F A X 番号 03-3503-4355）  
（感熱紙の場合は、必ず普通紙にコピーして記載してください。）

東 京 家 庭 裁 判 所

（代表 03-3502-8311）